



2025年11月21日

各 位

会社名 日本ビジネスシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 牧田 幸弘
(コード番号: 5036 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 勝田 耕平
(TEL. 03-6778-7336)

監査等委員会設置会社への移行、役員の異動及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月18日開催予定の第35期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）で承認可決することを条件として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2025年12月18日開催予定の第35期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認を頂き、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第35期定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
牧田 幸弘	代表取締役社長	代表取締役社長
上坂 貴志	取締役専務執行役員	専務執行役員
勝田 耕平	取締役常務執行役員	取締役常務執行役員
島田 直樹	社外取締役	社外取締役
森崎 孝	社外取締役	社外取締役
朱 純美	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
兒玉 真二	社外取締役（常勤監査等委員）	常勤社外監査役
出口 真也	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
柳澤 美佳	社外取締役（監査等委員）	—

※ なお、監査等委員の補欠として、監査等委員以外の取締役に再任予定の島田直樹氏を合わせて選任予定です。

(3) 退任予定取締役及び監査役

氏名	新役職（予定）	現役職
占部 利充	—	社外取締役
山㟢 一夫	—	社外監査役
久保田 英夫	—	社外監査役

※ 占部利充氏、山㟢一夫氏及び久保田英夫氏は、2025年12月18日開催予定の第35期定時株主総会終結をもって任期満了により退任を予定しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

② 今後の事業展開に備えるため、目的について所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

内容については、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

株主総会開催日 2025年12月18日（予定）

効力発生日 2025年12月18日（予定）

以上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 (条文省略) (1)～(17) (条文省略) (新 設)	第2条 (現行どおり) (1)～(17) (現行どおり) <u>(18) インターネット、モバイル、映像等の各種媒体を利用した広告業及び広告代理業</u> <u>(19) (現行どおり)</u>
第3条 (条文省略) (機関)	第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 (条文省略) (株主名簿管理人)	第6条～第8条 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第9条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定める。</u>	第9条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u>
3. (条文省略) (株式取扱規則)	3. (現行どおり) (株式取扱規則)
第10条 当社の株式に関する取扱、手数料及び株主の権利行使に関する取扱については、法令又は本定款の他、 <u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u>	第10条 当社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に関する取扱いについては、法令又は本定款の他、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</u>
第11条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)
第19条 当社の取締役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。 (新 設)	第19条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は3名以上とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。 3. 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2. (条文省略)	4. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。 4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条～第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設)	第22条～第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意がある場合、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第26条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第27条 取締役会の決議事項の提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名して、法令の定めるところにより備え置く。
	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、これに出席した取締役は署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行い、法令の定めるところにより備え置く。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。	(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
<u>第29条～第30条</u> (条文省略) (新 設)	<u>第30条～第31条</u> (現行どおり) (取締役会規則) <u>第32条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) <u>第31条</u> 当社の監査役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) <u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) <u>第34条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (新 設)	第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) <u>第33条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) <u>第34条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) <u>第35条</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) <u>第36条</u> <u>監査等委員会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、これに出席した監査等委員は署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行い、法令の定めるところにより備え置く。</u> (削 除)
(監査役の報酬等) <u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第39条～第40条</u> (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第42条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条～第39条</u> (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第41条</u> (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p> <p><u>第43条～第46条</u> (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p><u>第42条～第45条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第35期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>第2条 当社は、第35期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定期株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>